

第10章

ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、自動車、情報通信その他の分野において、基礎製造工程（PPB）と呼ばれる生産工程（一定の部品の製造及び最終製品の組立て）を国内で実施することなどを要件として、産品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入しており、輸入品と国産品の間の実効税率の相違が生じている。

2011年9月、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税（IPI）を現在の税率に加えて30%追加することを発表（同年12月から有効）したが、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車は、追加の工業製品税が免除された。2012年10月に発表された新たな自動車政策（イノバル・アウト）は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、一定の条件の下でIPIを最大30%減税可能とするものであった。

<国際ルール上の問題点>

上記のような税制恩典措置は、ブラジル及び一部の国の産品のみに関税の大幅減免を認めるものであり、また、ブラジルにおける自動車等の生産において、税の免除という利益を受けるために

輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。更に、イノバル・アウトの下ではメルコスール及びメキシコ産の自動車のみならず自動減税が認められることから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。

したがって、GATT 1条（最恵国待遇義務）、3条（内国民待遇義務）及びTRIMs 2条、補助金協定 3条 1項（b）に抵触する。

<最近の動き>

我が国は、2014年12月にEUが、ブラジルの措置（自動車政策や、情報通信技術分野への優遇税制措置のみならず輸出企業への優遇税制措置についてもパネル審理の対象）について、先行してパネル設置要請していたDSケースに第三国参加する¹とともに、2015年7月、自らもブラジルに対してWTO協議要請を行い²、同年9月、パネル設置を要請、同月、パネルが設置された（EUのパネル審理手続と統合。）。

2017年8月30日、パネルは我が国及びEUの主張を受入れ、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置について、GATT 1条（最恵国待遇義務）、3条 4項（内国民待遇義務）及びTRIMs 2条、補助金協定 3条 1項（b）に不整合と判断した。また、輸出企業に対する税制恩典措置についても、我が国及びEUの主張を受入れ、補助金協定第3条 1項（a）に不整合と判断した。

¹ EUが申立国となった事案については、2019年版134頁参照

² 協議要請前の二国間、多国間での協議の経緯については2017年版172頁参照。

ブラジルはパネルの判断を不服として上訴し、2018 年 12 月、上級委員会報告書が公表された。上級委員会は、パネル報告書を概ね支持し、自動車及び情報通信分野への優遇税制措置について、GATT 3 条（内国民待遇義務）に不整合として措置の是正・撤廃を、また、禁止補助金（補助金協定 3 条 1 項（b）、3 条 2 項）については遅滞なく廃止するよう勧告した。他方、情報通信分野の税制恩典措置の一部、自動車政策における国内製造工程要件について国産品優先補助金に該当するとのパネル判断、また、輸出企業に対する税制恩典措置が補助金に該当するとのパネル判断を覆した。上級委員会報告書に基づき、ブラジルに対しては、禁止補助金の遅滞なき廃止、及び WTO 協定違反の措置の是正が勧告された。

2019 年 1 月、ブラジルは履行の意思を表明し、日本との間で、違反措置について 2019 年 12 月 31 日まで（禁止補助金と認定された一部の措置については同年 6 月 21 日まで）に是正することで合意した。

2020 年 1 月の DSB 会合において、ブラジルは、上級委員会報告書の採択時に、自動車分野及び情報通信分野への優遇税制措置の一部は既に失効しており、残存するのは情報通信機器及び半導体に対する税制恩典措置（Informatics プログラム及び PADIS）のみであったとしたうえで、2019 年 12 月に上記 2 プログラムの改正法（法 13,969）が制定され履行期限内に履行を完了したことを宣言した。また、禁止補助金についても、協定不整合とされたものについては、すべて撤廃又は代替措置の導入を実施した旨宣言した。

しかし、履行のための改正法により導入されたブラジルの情報通信機器、及び半導体に対する新たな税制恩典措置が WTO 協定に整合的であるかに疑義があることから、我が国は引き続きブラジルの履行状況について情報収集するとともに、WTO 協定に整合しないとされた措置が速やかに是正されるよう注視していく。